

○過大役員給与とは

Q

役員に対して支払う給与に、税務上の制限はありますか。

A

役員に対して支払う給与のうち不相当に高額な部分については、損金の額に算入されません。

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額が不相当に高額な部分となり、その部分については損金の額に算入されません。

◆実質基準と形式基準◆

実質基準	職務の内容、その法人の収益及びその従業員に対する給与の支給の状況、その法人の同種の事業を営む、同規模の法人の役員に対する給与の支給状況等を照らし、対価として相当と認められる部分を超過する部分の金額
形式基準	定款の規定又は株主総会等により役員に対する給与として支給することができる金額の限度額、若しくは算定方法を定めている法人については、その役員に対して支給する給与の合計額が、当該限度額及び当該算定方法により算定された金額等を超過する部分の金額

上場企業であれば、有価証券報告書などを参考にすることができます。

また、判例によるとどの程度であれば不相当に高額であるかについて類似法人の役員給与の3倍を超えると不相当に高額と判断される可能性が高いと考えられます。

使用人兼務役員に対して支給する給与のうちその使用人としての職務に対するものを含めないで限度額を定めている法人については、使用人給与として支給した金額のうち、他の使用人給与の支給額として相当であると認められる金額を除きます。

参 考 法法34条2項、法令70条1項1号、東京高判平21・11・26税資259・11331、東京高判平20・10・1税資258・11042

○中小企業者等が特別償却できる対象資産は

Q 当社では、来期高額機械の取得を予定していますが、中小企業の場合は特別償却が可能と聞いています。どのような資産が特別償却の対象になるのでしょうか。

A 中小企業であって、業務に使用する新品かつ合計160万円以上の機械装置等一定の資産について、特別償却ができます。

中小企業者等が平成29年3月31日までに取得した一定の機械装置、器具備品等について、30%の特別償却（資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の中小企業者は7%の税額控除を選択適用できます。）が認められています。なお、対象となる資産は新品に限られ、中古品は対象となりません。また、取得資産は事業の用に供する必要があります。

◆対象となる法人と資産◆

		対象となる	対象とならない
法人		青色申告書を提出する中小企業者、農業協同組合等	事業がリース業、娯楽業、バー、キャバレー等の場合
資産	機械・装置	160万円以上 業務で使用するもの	販売用に製造したもの 貸付用に保有するもの
	器具・備品	120万円以上 ・電子計算機（複数台合計） ・デジタル複合機（1台） ・試験又は測定機器（1台30万円以上で複数台合計） ・測定工具及び検査工具（1台30万円以上で複数台合計）	試験又は測定機器、工具のうち1台30万円未満のもの 電子計算機については、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入又は一括償却資産の損金算入の規定の適用を受けるもの

第6章 固定資産に係る税務 第3 特別償却

ソフト ウェア	70万円以上 自社で使用するもの	研究開発用のもの 市販用に開発したソフトの原本
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工具（1台30万円以上で合計120万円以上） ・ 普通貨物自動車（3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%） 	医療機器(別の特別償却制度がある)

なお、平成26年1月20日以後平成29年3月31日までの間に、次の機械装置等を取得した場合には、中小企業投資促進税制の優遇措置として、①特別償却が30%から即時償却、②税額控除が7%（特定事業者等の場合は10%）になります。

◆優遇措置の対象資産◆

機械装置	最新モデル、年平均1%以上生産性が向上するもの
サーバー	サーバー用OSを同時に取得するもの 最新モデル、年平均1%以上生産性が向上するもの
試験又は測定機器	最新モデル、年平均1%以上生産性が向上するもの
ソフトウェア	設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つもの
その他	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（投資計画を作成し、投資利益率が5%以上）

参 考 措法42条の6、措令27条の6、措規20条の3

○同族会社とオーナー間で株式売買をした場合は

Q

当社は同族会社とオーナー間で株式売買を検討しています。同族会社とオーナー間で株式売買をした場合の税務上の留意事項を教えてください。

A

同族会社とオーナー間で株式売買をした場合は、原則として適正時価で譲渡をしたものとされ、その譲渡価額と時価又は取得原価との差額は課税されます。

1 低額譲渡の場合

取得価格 = 100円、適正時価 = 300円、実際譲渡価格 = 120円として以下検討します。

(1) 個人が売主、法人が買主の場合

ア 個人売主

個人売主が法人買主に適正時価の2分の1未満で売却した場合は、適正時価によるみなし譲渡所得課税となります。よって、譲渡益が発生する場合には時価から取得原価を引いた金額である譲渡益に所得税が課税されます。

$$(300円 - 100円) \times \text{税率}$$

イ 法人買主

個人売主が法人買主に適正時価の2分の1未満で売却した場合は、適正時価が有価証券の取得価格となり、法人買主が適正時価から実際の譲渡価格を引いた金額が受贈益の額としてその事業年度の益金の額に算入されます。

有価証券300円 / 現金預金120円
/ 受贈益 180円

$$(300円 - 120円) \times \text{法人税率}$$

(2) 法人が売主、個人が買主の場合

ア 法人売主

法人売主が個人買主に適正時価よりも安く有価証券を売却した場合は、その適正時

価とその実際譲渡価額の差額は個人（オーナー）に対する賞与又は寄附金扱いとなります。

また、その適正時価と取得原価を引いた金額が資産の譲渡等に係るその事業年度の収益の額としてその事業年度の益金の額に算入されます。

現金預金 120円／有価証券100円
賞与又は寄附金180円／譲渡益 200円

イ 個人買主

適正時価と実際の譲渡価格との差額が一時所得となります。

$(300円 - 120円) \times \text{税率}$

2 高価買入れの場合

取得価格 = 100円、適正時価 = 300円、実際譲渡価格 = 400円として、以下検討します。

(1) 個人が売主、法人が買主の場合

ア 個人売主

個人売主が法人買主に適正時価より高く売却した場合は、その実際譲渡価額とその適正時価との差額は賞与課税されます。また、その適正時価と取得価格との差額である譲渡益には所得税が課されます。

$(400円 - 300円) \times \text{税率}$
 $(300円 - 100円) \times \text{税率}$

イ 法人買主

個人売主が法人買主に適正時価より高く売却した場合は、その実際譲渡価額とその適正時価との差額は寄附金又は給与課税されます。

有価証券 300円／現金預金400円
寄附金、給与100円／

(2) 法人が売主、個人が買主の場合

ア 法人売主

法人売主が個人買主に適正時価より高く売却した場合は、その実際譲渡価額とその取得原価との差額は資産の譲渡等に係るその事業年度の収益の額として、その事業年

度の益金の額に算入されます。

現金預金400円／有価証券100円
／譲渡益 300円

イ 個人買主

他の株主に対して株価上昇分の贈与があったとみなされる場合があり、他の株主に贈与税が課される可能性があります。

参 考 法基通9-1-14